

南相馬市社会福祉協議会

地域福祉活動計画

平成 27年～平成 29年

健康で安心して暮らすことのできるまち、南相馬
～地域で生活する人々の助け愛、支え愛～
南相馬市地域福祉計画の基本理念



社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会



はじめに

社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会

会長 門馬秀夫

少子高齢化が急速に進む中、子育て支援、高齢者支援、障がい者支援等福祉の役割は益々大きくなっています。特に、南相馬市は東日本大震災以降市民の高齢化率が急速に高まり、3人に1人は65歳以上の高齢者になっています。10年後の本市の高齢化率は40%を超すと予測されています。このような状況にあるため南相馬市は今、すべての市民が安心して生活できる福祉のまちづくりが求められているのです。市民の自助・共助・公助のシステムがバランスよく機能してこそ、真の福祉のまちづくりが進むものと思っています。

南相馬市社会福祉協議会では、平成23年に「南相馬市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定しましたが、社会の急激な変化に伴い、内容の見直しが求められていました。この度、市の「南相馬市地域福祉計画」が策定されたのを契機に、本協議会では「南相馬市社会福祉協議会地域福祉活動計画」の見直しをし、この度ようやく完成の運びとなりました。新たに策定した「南相馬市社会福祉協議会地域福祉活動計画」は先に本協議会が策定した「避難者自立に向けた中期ビジョン」(平成27年6月策定)と合わせて、本協議会の福祉事業の充実に大きく寄与するものと期待しております。「南相馬市社会福祉協議会地域福祉活動計画」の完成を契機に、南相馬市に生まれてよかった、南相馬市に住んでよかったと実感できる福祉のまちづくりを目指して、役職員一同決意を新たにしたところであります。

結びに、本活動計画を策定するに当たり、ご指導を賜りました福島県社会福祉協議会、ご協力をいただきました南相馬市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員の方々に心から感謝と御礼を申し上げご挨拶といたします。

(平成27年12月)



●目 次

はじめに 社協会長

第1章 地域福祉活動計画策定の意義等について

1. 計画策定の趣旨	1
2. 地域福祉活動計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	3
4. 計画の方向性	3

第2章 地域福祉の現状と課題

1. 福祉のまちづくりの現状と課題	4
2. 地域福祉を支える基盤の現状と課題	4
3. 暮らしや生活支援の現状と課題	4

第3章 基本理念と基本構想

1. 基本理念	5
2. 基本構想	6

第4章 実施計画（具体的な展開）

I－1 地域で支えあい・ふれあい活動の推進	9
I－2 地域の見守り活動の推進	12
I－3 災害時における市民相互支援ネットワークの構築	16
II－1 地域組織や事業者などとの連携	19
II－2 福祉ボランティアの充実・N P O活動の推進	23
II－3 助け合い、支えあう福祉意識を育む	26
III－1 総合的な相談体制の充実	29
III－2 人権尊重の社会づくりの推進	32
III－3 ひとにやさしいまちづくりの推進	36
III－4 生活支援の充実	40
III－5 被災者への支援の充実	42

第5章 地域福祉活動計画の推進と社会福祉協議会の使命

1. 地域福祉活動計画と社会福祉協議会	46
2. 地域福祉活動計画と「社協基盤強化・活動中長期計画」との関係	46

資料編

1 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	47
2 地域福祉活動計画策定委員名簿	49
3 地域福祉活動計画の策定経過	50
4 南相馬市の現状	51
5 南相馬市の将来	54
6 南相馬市地域福祉計画の概要	56



第1章 地域福祉活動計画策定の意義等について

1. 計画策定の趣旨

市民一人ひとりが暮らす生活の拠点である地域では、少子高齢化・核家族化などの社会構造の変化により、高齢者の孤立、老老介護、生活困窮、ひきこもりなど様々な問題や課題を抱えております。加えて、本市においては、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により避難生活を余儀なくされ、問題が複雑化しています。市民が暮らす地域組織にも影響が出ており、地域のつながり、結いなどの支え合い活動などが希薄になってきています。今後、安心で安全な市民生活が送れるか懸念されております。

これらの課題・問題については、平成27年3月に策定されている南相馬市の地域福祉計画を含めた健康福祉総合計画の策定過程においても問題が提起され、同計画にも盛り込まれ実施されているところです。

しかしながら、これらの問題点や課題は、本市の行政施策や社会福祉の制度改正だけで根本的な解決が図られるものではありません。

今般、南相馬市社会福祉協議会が策定しようとする南相馬市社会福祉協議会地域福祉活動計画は、南相馬市が策定した地域福祉計画に沿いながら、市民自らが策定に関与し、地域の課題、問題を解消し、自助・共助・公助の理念の下、市民が協力し助け合いながら地域で安心して、豊かに、その人らしく生活が送れることを目標に取り組んでいきたいと考えています。

2. 地域福祉活動計画の位置づけ

社会福祉協議会は、市民の会費によって社協の活動が賄われていることに象徴されるように、地域住民や社会福祉関係者・団体等の参加・協力を得て活動する組織運営の原則と、一方で民間の自主的な福祉活動の推進機関として、地域の福祉力を推進・強化する役割を担うという、広く住民や社会福祉関係者に支えられる『公共性』と民間組織としての『自主性』の二面性を備えています。

このため、地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が住民や関係機関・団体などの連携により、市民相互の役割分担を明らかにしながら、地域の抱える問題点や福祉課題の解決に向けて、南相馬市地域福祉計画の基本理念である「健康で安心して暮らすことができるまち、南相馬～地域で生活する人々の助け愛、支え愛～」という福祉のまちをづくりを目指す基本的な計画と連動した計画と位置付けられます。社協の提唱で進められる計画であることから、社協のための計画と受け止められる向きもありますが、基本は市民による市民のための活動計画、行動計画として策定される計画です。

したがって計画が広く市民のための計画として定着させるため、策定過程はもちろん、計画が策定された以降においても、社協の広報紙・ホームページでの周知を始め、



地域懇談会や地域福祉にかかる様々な事業や活動の場においても、計画内容の周知を図り、広く市民の計画として見直しに努めていく必要があります。

1) 計画の性格

この計画は、地域福祉活動計画策定委員会を中心としつつ、市民と社会福祉協議会が連携・協働しながら計画を策定し、南相馬市における地域福祉活動を推進することを目的としたものです。

すでに平成27年3月に策定されています「南相馬市地域福祉計画」に沿って、自助、共助、公助の役割をそれぞれ補完しながら、南相馬市社会福祉協議会がどのように関わっていくか、地域福祉活動をどのように進めるか、地域との連携・協働を念頭に入れながら策定に取り組みました。

2) 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域福祉計画と一体的に策定される民間の活動計画であるという位置づけであり、住民の視点から地域福祉活動の行動計画を策定することが目的とされています。

南相馬市では、行政計画である「南相馬市地域福祉計画」が平成27年3月に先行して策定されました。時期は遅れましたが、両計画の策定過程に関わる委員や関係者も重複しており、各計画の内容や位置づけを確認しながら策定作業を行ってきました。これらのことから、行政計画である「南相馬市地域福祉計画」と社会福祉協議会を中心とした民間計画である「南相馬市社会福祉協議会地域福祉活動計画」の策定期間は異なりますが、両計画は連動し一体的に策定されていると考えています。

3) 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、平成12年6月に社会福祉事業法が改正され、新たに制定された社会福祉法第107条に規定された市町村が策定する公的な計画です。

南相馬市においては、平成27年3月に「南相馬市地域福祉計画」が策定され、計画期間は平成29年度までの3年間となっております。

4) 地域福祉活動計画と地域福祉計画の関係

南相馬市が策定する地域福祉計画は、「健康で安心して暮らすことができるまち、南相馬～地域で生活する人々のたすけ愛、支え愛～」(南相馬市地域福祉計画の基本理念)を基本理念とし、次の4つの基本方針を掲げ、市民一人ひとりが生涯の各時期に応じて生活と暮らしを連続・継続性のあるものとして過ごせるよう、ライフステージの視点と保健・福祉・医療を中心とした関連施策を総合化し、「福祉のまちづくり」を推進していくプランです。

この南相馬市が策定する「地域福祉計画」とは、近年の少子高齢化や家族、地域との関係が変化している中で、生活の拠点である地域に根ざし、お互いを思いやり、助け合い、その人らしく自立した生活が送れるようなしくみをつくるための「地域のつながり」「人とのつながり」を大切にする計画です。



また、平成12年6月の社会福祉事業法が社会福祉法に改正されたことに伴い、平成15年4月から地域での福祉サービス利用促進・住民の福祉活動参加促進など「地域福祉計画」に関することについて施行されました。

このため、行政から住民への一方的な福祉のあり方ではなく、地域住民が協力して助け合い、地域のいろいろな課題を解決するために参加することと、行政・地域福祉を担う事業者の協働により取り組んでいくことが求められ、市民一人ひとりの力がとても重要になっています。(基礎構造改革)

この中で行政が中心となって公助的視点に立って策定する計画を「地域福祉計画」、住民・社協が共助的視点に立って策定する計画を「地域福祉活動計画」として位置付けられています。

このため「南相馬市地域福祉計画」及び「南相馬市社会福祉協議会地域福祉活動計画」が、連動し有効に運用できるようにしなければなりません。南相馬市地域福祉計画と南相馬市社会福祉協議会が平成27年度から平成29年度にかけて策定する「地域福祉活動計画」とは、理念・方向性を同じくするものであり、両計画の策定にあたっては、その過程や内容の共有を図るものです。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度の3か年間とします。ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の方向性

地域福祉活動は、高齢者、障がい者、子ども・家庭、低所得者といった対象別に区分されるものではありません。また、今日の社会福祉問題は、生活課題の視点から福祉サービス利用者の生活を見つめると、狭い意味での社会福祉の範囲に収まらなくなっています。

地域における防犯、防災活動、買い物や通院などの外出支援、生きがい・自己実現などの支援についても多様な分野との連携が必要です。

この計画では、以下のような方向性で取り組んでいくことが必要であると考えています。

- 「自助」「共助」「公助」を軸に役割を分担し、それぞれ協働・補完しあいながら地域福祉の課題が解決できるよう取り組みます。
- 市民に身近な地域を単位として地域福祉活動の推進に取り組みます。
- 地域福祉活動の推進は、自治会、地域組織、ボランティア、NPO法人をはじめとした市民のみなさんと連携・協働して取り組みます。
- 南相馬市が策定した「南相馬市地域福祉計画」と連携・補完しながら取り組みます。

第2章 地域福祉の現状と課題

地域社会は少子高齢化、核家族化などの社会構造の変化により、高齢者の孤立、老老介護、生活困窮、ひきこもりなど、さまざまな問題が顕在化しています。

本市においては、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う復興、復旧に関する生活支援が大きな問題であります。地域に潜在していた少子高齢社会による社会問題が他の地域より顕著になり、10年後の高齢化率も40%が見込まれています。

また、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行、介護保険改正に伴う新総合事業への移行に関する問題、10年後に75歳世代の人口が増える2025年問題に対応する地域包括ケアシステム構築推進など新たな課題に取り組む必要があります。

1. 福祉のまちづくりの現状と課題

地域福祉コミュニティを取り巻く社会環境は、地域における人と人との交流の減少や近所付き合いの煩わしさ、隣組への未加入、個人情報保護法やプライバシーの意識の管理などから、地域での助け合い、支えあいが弱まっています。

地域住民が安全・安心な生活を送ることができる社会を実現するために、高齢者や障がい者、子育て中の方など多様な人々がともに生活でき、様々な立場の市民誰もが尊重され、人と人との相互理解を深め、身近な場面において顔の見える社会的な繋がりをもった福祉のまちづくりが必要となっています。

2. 地域福祉を支える基盤の現状と課題

地域福祉を推進する上では、行政の施策だけに頼った基盤づくりには限界があります。そのため、社会福祉協議会による福祉活動や民生委員児童委員、ボランティア、NPOなどとの連携・協働による地域福祉活動の仕組みづくりが必要となっています。

地域で、障がい者、高齢者、子ども、その他要援護者・要配慮者など社会的弱者を支援するためのボランティアは地域で実施する事業を進めて行く中で無くてはならない存在となっています。

3. 暮らしや生活支援の現状と課題

ニーズに沿った福祉サービスの提供には、情報提供は大切なものとなっています。利用者の立場で、よりわかりやすい情報提供や相談体制の充実が求められており、高齢者、障がい者、幼い子どもに関わらず、人を思いやり支えあう共生社会への理解を深め、ユニバーサルデザインの推進が今後のまちづくりにおいては重要となっています。

市民誰もが地域で安全に安心して生活でき、そして生きがいをもった暮らしを実現するためには、障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで誰もが自由に移動でき積極的に社会参加できる環境が必要となっています。



第3章 基本理念と基本構想

1. 基本理念

南相馬市では、地域の抱える問題点や福祉課題の解決に向けた本市の将来像である「健康で安心して暮らすことのできるまち、南相馬～地域で生活する人々の助け愛、支え愛～」を基本理念とする福祉のまちづくりを目指すよう位置づけています。

南相馬市社会福祉協議会におきましても南相馬市で掲げる基本理念である「健康で安心して暮らすことのできるまち、南相馬～地域で生活する人々の助け愛、支え愛～」を南相馬市と共有し、地域福祉の推進に努めてまいります。

少子高齢社会の到来をはじめ、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故等により地域社会における問題が顕在化しています。地域や家族のつながりの疎遠、引きこもりや子育て家庭の孤立、児童・高齢者の虐待、さらに、単身高齢者の孤立・孤独死問題、貧困、困窮者問題、認知症高齢者等の地域支援体制の問題など地域における問題は多様化しています。

南相馬市社会福祉協議会としては、社会福祉法第4条の「地域福祉の推進」の一端を担う組織として地域住民・行政と共に地域で生活する人々の助け合い、支え合いの活動を推進してまいります。

また、平成27年3月に南相馬市で策定された南相馬市復興総合計画「みんなでつくるかがやきとやすらぎのまち 南相馬」(～復興から発展へ～)の基本指針2「健康で安心して暮らすことのできるまちづくり」の基本施策を共有し、「福祉の充実」の達成のため、行政と連携して次の施策に取り組んでまいります。

- ①地域福祉活動の推進
- ②高齢者福祉の充実
- ③障がい者にやさしい環境の整備
- ④被災者支援の充実

※南相馬市復興総合計画 基本指針2 (5) 福祉の充実より抽出

本計画においても、「南相馬市地域福祉計画」及び「南相馬市復興総合計画総合計画」で掲げられた基本的な方向性を基礎として、本計画推進については、地域において人と人とのつながりを築き、お互いの関連性を深め、互助機能を高めていくための仕組みをつくることをめざします。

地域には、子どもから高齢者までさまざまな年代の人たちが生活しています。その中には障がいを抱えている人、何らかの生活支援を必要とする人などもいます。

また、南相馬市では、震災前には26.6%だった高齢化率が、平成27年には34.6%、平成37年には40.8%に達し、少子高齢化は今後さらに進行していくことが予想され、地域が抱える福祉の課題は増大多様化するものと考えられています。



※南相馬市復興総合計画より高齢化率を抽出
このような状況を踏まえて、「健康で安心して暮らすことのできるまち、南相馬～地域で生活する人々の助け愛、支え愛～」を基本理念として掲げていきます。

2、基本構想

南相馬市が策定した「南相馬市地域福祉計画」において、基本理念として「健康で安心して暮らすことのできるまち、南相馬～地域で生活する人々の助け愛、支え愛～」を掲げています。

南相馬市は、南相馬市総合計画の施策体系である「地域福祉活動の推進」を図るため、「地域の力を生かした地域福祉活動の活性化を推進します」を基本目標とし、目標達成のため、次の3つを重点施策としています。

このような南相馬市の取り組みを、今般策定する「南相馬市社会福祉協議会地域福祉活動計画」にも、この基本的な考え方を継承し、南相馬市とともに推進し、共有した内容にするため、南相馬市の重点施策を、『南相馬市社会福祉協議会地域福祉活動計画の基本構想』と位置づけて、計画の推進に取り組んで参ります。

《南相馬市社会福祉協議会地域福祉活動計画の基本構想》

(南相馬市地域福祉計画の重点施策)

- ①市民の相互協力による福祉のまちづくりの推進
- ②地域福祉を支える基盤づくりの確立
- ③安心して暮らすための生活支援の充実





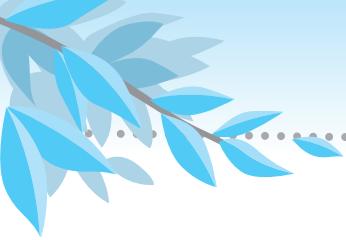
第4章 実施計画（施策の具体的な展開）

この章は第3章で記載された「基本理念と基本構想」を実現するために、まず第2章で記載した地域の現状からみた課題を要約し、それを解決するための施策の方向性を定めるとともに、個人の役割、地域の役割、南相馬市社会福祉協議会の役割を明確化しました。特に、南相馬市社会福祉協議会の役割では実現に向けて実施事業の見直しや展開方法及び新規事業を記載しました。

また、「基本理念と基本構想」を実現するための具体策として、次ページの「南相馬市社会福祉協議会地域福祉活動計画体系」における施策の方向ごとに、実施する事業とそれを主体的に実施する機関とともに、協働して実施する団体や機関を一覧表形式で整理しました。事業の実施主体となる機関としては南相馬市社会福祉協議会が中心となります。地域福祉の推進に必要なものは南相馬市社会福祉協議会以外の組織や団体が実施主体で南相馬市社会福祉協議会が協働する事業についても掲載しました。

事業の実施評価を含めた計画の進行管理を隨時実施していく、事業の見直しを行います。こうしたことから、平成28年度以降では本章に記載した計画と一部異なることがあります。

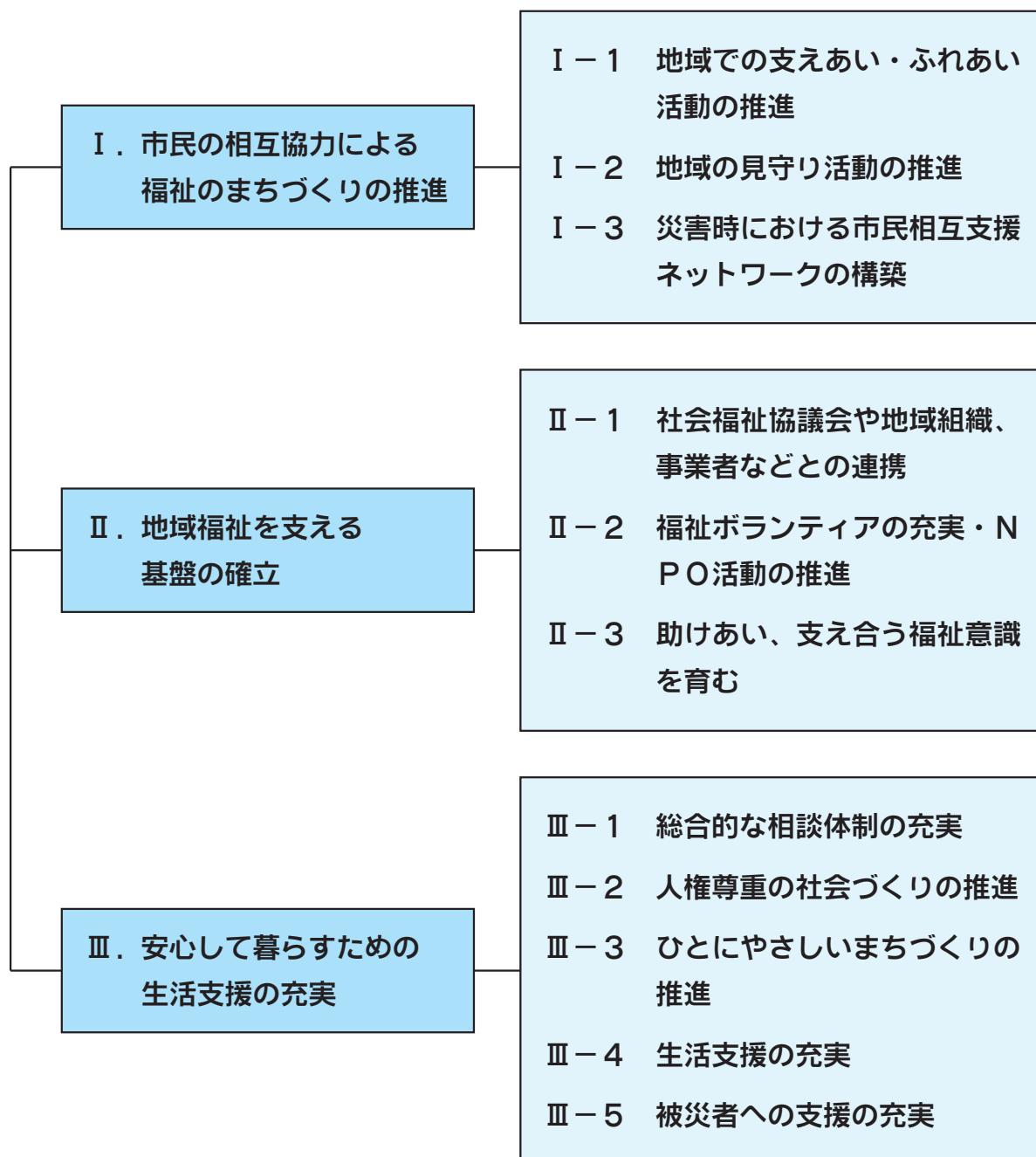




南相馬市社会福祉協議会

地域福祉活動計画体系

(南相馬市地域福祉計画の重点施策)





I－1 地域での支えあい・ふれあい活動の推進

課題の要約	<p>①コミュニケーション不足が原因で、隣近所の関係の希薄化が感じられます。</p> <p>②若い世代や中間世代の地域での交流事業への参加率が低くなっています。</p> <p>③ふれあいサロンのさらなる普及が望れます。</p>
施策の方向	<p>①地域での交流を図る事業に対し、積極的に助言及び助成し、相互に支え合う福祉意識の醸成を図ります。</p> <p>②親子で参加できるような事業を企画し、若い世代や中間世代の参加を推進します。</p> <p>③ふれあいサロンを全行政区で実施できるように、コーディネーターを養成し、積極的にバックアップしていきます。</p>

実施事業

番号	事 業 名	事 業 概 要
1	地区福祉委員会推進事業	小地域福祉活動組織の設立や活動に対して、社会福祉協議会職員による運営上の助言・助成をします。
2	ふれあいサロン助成事業	小地域でサロン活動をする団体へ、助言・助成をします。
3	地域間三世代交流事業助成事業	地域のつながりを再構築するため、地域内の三世代の人々の交流を目的とした事業へ助成をします。
4	地域福祉事業助成事業	各種団体等が実施する地域福祉の増進を目的とした事業へ助成します。



5	親子ふれあい教室	夏休みや冬休みなどの長期休暇時に、親と子がふれあいながら工作等を実施する場を提供します。
6	家族介護者交流事業	介護者間で情報交換できる場を提供し、リフレッシュを図ります。
7	高齢者生きがい対策事業	スポーツや健康づくりなどを通して、高齢者が生き生きと社会参加できるようになります。
8	傾聴ボランティア派遣事業	傾聴ボランティアを施設や個人宅へ派遣します。

課題解決の役割	役割の内容
市民の役割 (自助)	①「挨拶」という言葉・行動の意味を今一度見つめ直し実践します。 ②市民による自主活動などに積極的に参加します。 ③地域活動（例：地区運動会やミニサロンの開催、三世代交流会など）に参加します。 ④保護者以外でも地域の学校行事などには関心を持つようになります。
地域の役割 (共助)	①交流会（例：夏まつり、文化祭など）の開催を積極的に呼びかけるとともに、公会堂や空き家などを利用した催しにより交流を図ります。 ②行政区長、民生委員児童委員、職場の仲間や友人などとお互いに連携し交流の場をつくり福祉意識の高揚を図ります。 ③高齢者にサークル活動への参加を呼びかけます。
市の役割 (公助)	①行政区の見直しを行い、新たなコミュニティの構築を支援します。 ②地域の交流事業への助成や交流する場の確保を支援します。



社協の役割 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ①地域住民が、地域で実施する交流会等の活動をしやすい環境を整備します。 ②地域で実施する交流会等の事業へ活動費を助成します。 ③ふれあいサロン等の普及・支援に努めます。 ④老人クラブ等の世代間交流事業を推進します。
---------------	--

※ふれあいサロン（地域サロン）

⇒地域の誰もが、気軽に集いふれあえる居場所づくり活動です。

※傾聴ボランティア

⇒「話し相手がほしい」「不安な気持ちや寂しい気持ちを聞いてほしい」などと思っている人の気持ちに寄り添い、否定することなく受け止めて「聴く」心のケアのボランティアです。

※コーディネーター

⇒いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる人の事です。ふれあいサロン等のまとめ役を担っていただく人を指します。



I – 2 地域の見守り活動の推進

課題の要約	<p>①地域での見守り活動団体の設立が十分ではありません。</p> <p>②見守りが必要な世帯に、事業の案内をしても参加してもらえません。</p> <p>③見守りが必要な世帯への定期的な訪問が足りません。</p> <p>④地域住民の福祉に対する関心が低いです。</p> <p>⑤ひきこもり等高齢者の孤独な状況が見られます。</p> <p>⑥個人情報保護法が壁となり、地域住民の実態把握を困難にしています。</p> <p>⑦閉じこもりがちな高齢者の外出を促す方策が十分ではありません。</p> <p>⑧家族が遠方に分散（独居高齢者と息子世帯）している場合、独居高齢者が体調不調などで入院することがあった場合、入院先の近くに知り合いがおらず、困っています。</p> <p>⑨被災者の見守りが必要な方に行き届いていません。</p>
施策の方向	<p>①福祉委員会の設立を支援するとともに、運営面で助言・助成を行います。</p> <p>②まちづくり委員会等の協力をいただき、見守り活動を推進します。</p> <p>③参加しやすい場所でふれあいサロンや三世代交流事業を開催します。</p> <p>④福祉は自らの問題であることを、広報により地域住民へ周知します。</p> <p>⑤各種事業や関係機関と連携を取り、定期的に訪問します。</p> <p>⑥行政と連携し、地域住民の理解を得ながら、地域住民の実地把握に努めます。</p> <p>⑦閉じこもりがちな高齢者の外出を少しでも促す方策を、様々な角度から考慮し、事業を展開していきます。</p>

実施事業

番号	事業名	事業概要
1	地区福祉委員会推進事業	小地域福祉活動組織の設立や活動に対して、社会福祉協議会職員による運営上の助言・助成をします。



2	地域間三世代交流事業 助成事業	地域のつながりを再構築するため、地域内の三世代の人々の交流を目的とした事業へ助成します。
3	社協だより「オレンジハート」 発行事業	社会福祉協議会の活動状況を住民に周知するために、広報誌を発行します。
4	一人暮らし高齢者 ふれあい交流会	一人暮らし高齢者のひきこもり防止と交流を目的に実施します。
5	高齢者世帯ふれあい交流会	高齢者世帯のひきこもり防止と交流を目的に実施します。
6	福祉対象者動態調査事業	民生委員児童委員との協働により、福祉対象者の実態を把握します。
7	共同募金配分金の活用	地域福祉推進の資源である共同募金の推進を図り、その配分金を有効に活用し、地域における自主活動等を支援します。(循環型募金の促進)
8	地域交流事業推進事業 《新規》	地域のボランティア団体等が、主体となり開催できるように働きかけます。福祉基金・共同募金を有効に活用します。
9	地域あったか見守り隊 養成事業 《新規》	要援護高齢者や障がい者、生活困窮世帯やひきこもりなど制度の狭間にある人を日常的に見守り、適切な制度へつなげる仕組みを強化し、住民相互の支え合いによる地域福祉活動を推進します。



課題解決の役割	役割の内容
市民の役割 (自助)	<p>①隣組に加入し、公共的な事柄への協力関係を保持します。</p> <p>②自分の周囲に虐待を受けている人や、支援を必要とする人がいないか気配りをします。</p> <p>③積極的に地区の行事に参加します。</p>
地域の役割 (共助)	<p>①地域での民生委員児童委員などの役割を周知します。</p> <p>②老人クラブ、P T A、婦人会、子ども会などの組織が主体的に交流会を行います。</p> <p>③地域で虐待を受けている人や支援を必要とする人がいないか注意を払います。</p> <p>④一人暮らし、ひきこもりの高齢者や障がい者へ気配りをします。</p> <p>⑤地域内で、高齢者・障がい者への見守りを強化します。</p> <p>⑥子どもたちの登下校時には通学路に立ち見守りをします。</p> <p>⑦日常生活の中で変化を見逃さないように気配りをします。</p>
市の役割 (公助)	<p>①転入手続きなどをする際、隣組加入をすすめるパンフレットなどを配布します。</p> <p>②市の広報誌等は隣組を活用して住民に配布します。</p> <p>③民生委員児童委員の配置基準を見直し、適正な配置をします。</p> <p>④民間事業者と協定を結び、多方面から高齢者・障がい者への見守りをします。</p> <p>⑤地域内の見守り活動を支援します。</p>
社協の役割 (共助)	<p>①社協だより・ホームページを中心とした、きめ細かい情報を提供します。</p> <p>②情報交換を中心とした懇談会を実施します。</p> <p>③関係者・関係団体へ必要な情報を提供します。</p> <p>④見守り活動、サロン活動等を推進するための支援を行います。</p>



※まちづくり委員会

⇒市で行っている事業で、市民活動団体が地域資源を有効に活用し、自主性・主体性を持って取り組むまちづくり事業や人材育成事業に補助金を交付し、その活動を支援しています。

※社協だより「オレンジハート」発行

⇒南相馬市社会福祉協議会が毎月15日に発行している広報誌です。

※高齢者実態把握

⇒高齢者的心身の状況及び世帯の状況等の実態を把握し、介護又は、保健福祉に関するニーズ等の評価を行うとともに、要援護高齢者の介護についての支援又は、要介護状態になるおそれのある高齢者への介護予防及び生活支援を行います。

※福祉対象者動態調査

⇒福祉対象者は、①65歳以上一人暮らし高齢者②65歳以上寝たきり高齢者③65歳以上のみの高齢者世帯④65歳以上認知症高齢者⑤身体障がい児者⑥知的障がい児者⑦母子世帯⑧父子世帯の8項目のいずれかに該当する方を指し、毎年1回、民生委員児童委員と協働で調査します。

※民生委員児童委員

⇒地域住民の生活状態を把握し、関係行政機関と連携しながら、一人暮らしの高齢者や障がい者、及び児童、妊産婦の福祉に関する支援を行うため、厚生労働大臣から委嘱を受けた方を民生委員児童委員といいます。



I – 3 災害時における市民相互支援ネットワークの構築

課題の要約	<p>①近隣関係が希薄であるため、地域の状況が把握できません。</p> <p>②個人情報保護法が障害となり、要援護者の実態把握が困難です。</p>
-------	---

施策の方向	<p>①行政と連携しながら、災害時要援護者マップを作成します。</p> <p>②災害時要配慮者名簿の活用方法を地域住民の方と一緒に考えていきます。</p> <p>③災害を風化させないために、勉強会を実施していきます。</p>
-------	--

実施事業

番号	事業名	事業概要
1	災害についての勉強会	生活の中の防災意識に訴え、災害時に動けるボランティアコーディネーター等のリーダーを養成します。
2	災害時の要援護者支援事業	災害時に援護を必要とする方がどこに居住しているか一目で分かるマップを作成します。
3	災害ボランティア養成講座	災害時に様々なニーズに対応できるボランティアを養成します。 併せて、他の地域で大規模な災害が起きた際の「恩返しボランティア」としての活動も意識します。
4	日本赤十字社・共同募金会との連携	災害時に日本赤十字社及び共同募金会と連携を取り、災害援護活動に取り組みます。



課題解決の役割	役割の内容
市民の役割 (自助)	<p>①周囲に災害時に支援を必要とする人がいないか注意します。</p> <p>②災害時は誰もが被災者になり得ることを想定し、災害時の避難経路等を日頃から把握しておきます。</p>
地域の役割 (共助)	<p>①地域に災害時に支援を必要とする人がいないか日頃から注意します。</p> <p>②自主的な防災組織をつくり要配慮者の把握に努めます。</p> <p>③災害発生時でも安全で安心に避難できるよう住民同士が事前の準備を協力して行います。(マップ作成)</p> <p>④災害時の避難経路等(集合場所、避難方法)の情報を共有します。</p> <p>⑤災害時に備え、要配慮者を含めた避難訓練等を地域全体で行います。</p>
市の役割 (公助)	<p>①要配慮者の情報を把握し、健康状態、安否確認などのため有効的に活用します。</p> <p>②福祉避難所の指定を行い、要配慮者が安心できる避難所の運営を行います。</p> <p>③地域・事業所と協力し、要配慮者の避難・受け入れ等の訓練を行います。</p>
社協の役割 (共助)	<p>①災害時対応マニュアルを作成します。</p> <p>②災害ボランティアセンターを設置します。</p> <p>③デイサービスセンター等の施設の一部を災害時の避難場所とすることや、受け入れた要援護高齢者・心身障がい者の介護及び生活に必要な援助を行います。</p> <p>④行政と住民組織との情報を共有し、分かりやすい災害時要援護者マップを作成します。</p> <p>⑤災害についての勉強会を実施します。</p> <p>⑥行政や地域との合同避難訓練を実施します。</p>



※個人情報保護法

⇒平成15年5月に制定された個人情報の取り扱いに関する法律で、正式名は「個人情報の保護に関する法律」といい、第23条第1項において、個人情報取扱事業者は原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとされています。

※災害時要援護者

⇒広義には災害の際、援護が必要な人々、高齢者・障がい者・傷病者・乳幼児・児童・妊産婦・外国人などを指します。一方狭義には特に一人暮らし高齢者や重度の障がい者などを念頭において使用されることが多いです。ただし、要援護者を補助する制度を利用するか否かは、要援護者自身の判断に委ねられています。

※地震・津波・洪水ハザードマップ

⇒南相馬市に大規模地震が発生した場合の地震の揺れ、建物倒壊の危険性、津波の到達、避難の仕組みなどをまとめたマップです。また、大雨によって河川などが増水し、水があふれた場合の浸水する範囲とその程度、各地域の避難所を示しています。

※災害ボランティアセンター

⇒災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織です。





II-1 社会福祉協議会や地域組織、事業者などとの連携

課題の要約	<p>①社会福祉協議会の活動内容、組織について理解が不足しています。社協だより「オレンジハート」も広く読まれていません。</p> <p>②社会福祉協議会の助成事業の申請手続きが面倒であることや、地域での事業の企画や運営に一部の人が苦労しています。</p> <p>③他の団体と重複する事業があり、調整が必要です。</p> <p>④社会福祉協議会と、行政区との連携が薄いと思われます。</p> <p>⑤社会福祉協議会会費や共同募金への協力が年々少なくなってきてています。</p>
施策の方向	<p>①社協だより「オレンジハート」を、市民(読者)の立場に立った読みやすく魅力のあるものにするため、住民参加による広報編集等を検討し、内容の充実を図ります。</p> <p>②各種助成事業は、申請手続きを簡素化し利用促進を図ります。</p> <p>③各種助成事業は、助成内容の審査等に市民が参加できる仕組みを検討します。</p> <p>④地域間三世代交流事業やふれあいサロン事業など、地域における福祉活動の企画等を支援できる体制を整備します。</p> <p>⑤地域組織やN P O 法人等との連携を密にし、事業の調整を図ります。</p> <p>⑥地域懇談会を、行政区長会や民生委員児童委員協議会等と共同で開催し、連携体制の強化を図ります。</p> <p>⑦地域組織の会合に参加します。</p> <p>⑧企業や民間助成団体等との連携を強化し、地域福祉活動を展開するための財源確保を促進します。</p>

実施事業

番号	事 業 名	事 業 概 要
1	社協だより「オレンジハート」 発 行 事 業	社会福祉協議会の活動状況を住民に周知するために、広報誌を発行します。



2	ホームページ運営事業	社会福祉協議会の活動状況を住民に周知するために、ホームページやSNSを活用します。
3	民生委員児童委員協議会運営補助事業	民生委員児童委員協議会の運営が円滑に進むように事務補助します。
4	老人クラブ連合会運営補助事業	老人クラブ連合会の運営が円滑に進むように事務補助します。
5	ふれあいサロン事業	小地域でサロン活動をする団体へ、助言・助成します。
6	地域間三世代交流事業助成事業	地域のつながりを再構築するため、地域内の三世代の人々の交流を目的とした事業へ助成します。
7	地区福祉委員会推進事業	小地域福祉活動組織の設立や活動に対する、社会福祉協議会職員による運営上の助言・助成します。
8	福祉教育の推進事業	社会福祉協議会が持つ専門的なノウハウを生かして、様々な機会を設け、市民に対してその知識や技術を提供します。 また、南相馬市「市民出前講座」へ登録し、講師登録している市民や団体との連携・ネットワーク化を図ります。
9	地域懇談会事業 《新規》	市内の各地域に出向き、住民と情報を交換し地域福祉活動に活用します。



課題解決の役割	役割の内容
市民の役割 (自助)	①機関紙等により社会福祉協議会の意義や活動内容を理解します。
地域の役割 (共助)	①各事業をとおして市民とのつながりを強めていきます。 ②社会福祉協議会の充実した活動に向け、各事業の見直しと研修による職員の専門性を高めます。 ③各地域における組織や団体が社会福祉協議会と連携を図り、地域住民が参加する地域福祉活動の推進と地域福祉を支える人材の育成を行い地域の福祉力を高めます。
市の役割 (公助)	①社会福祉協議会との連携により福祉活動の充実を図ります。
社協の役割 (共助)	①行政や各種機関・団体の活動を把握し、連絡調整を行います。 ②地域懇談会や活動実践者との話し合いを実施し、地域の実情を把握します。 ③地域の意見・要望を取り入れられるよう、地域福祉活動を推進するうえでのキーパーソンの発掘や養成を行います。 ④地域における福祉活動を促進し、地域組織団体が自主的に活動できるよう、必要に応じた人的・物的・金銭的な支援を行います。 ⑤社協だより「オレンジハート」の読みやすい紙面作りに努め、社協ホームページも内容を充実させます。

※民生委員児童委員協議会

⇒地域住民の生活状態を把握し、関係行政機関と連携しながら、一人暮らしの高齢者や障がい者、及び児童、妊産婦の福祉に関する支援を行うため、厚生労働大臣から委嘱を受けた方を民生委員児童委員といい、民生委員児童委員の活動上必要な連絡・調整を行う協議会です。南相馬市には、小高・鹿島・原町・高平・大甕・太田・石神の組織があります。



※老人クラブ連合会

⇒地域の高齢者（60歳以上）が行政区単位で組織する団体を老人クラブといい、老人クラブが円滑に運営できるように市（区）町村単位で連合会を組織します。

※地域懇談会

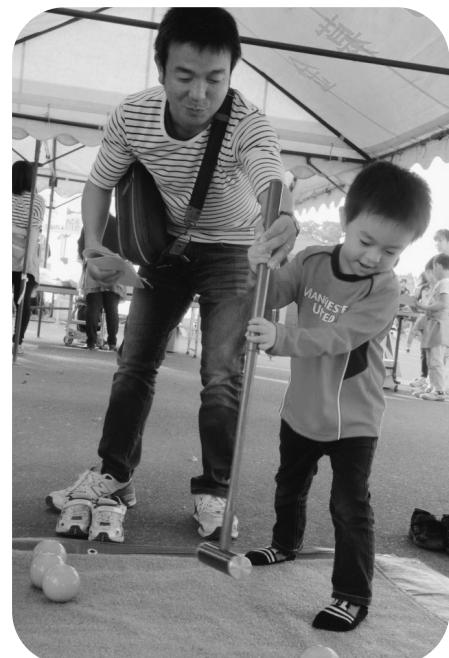
⇒地域の住民の方々が協働のまちづくりを実感できるよう、地域毎の考え方や思いを社会福祉協議会職員にお聞かせいただく場として設けています。

※共同募金

⇒一般に「赤い羽根共同募金」と呼ばれています。さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む、民間団体を支援する仕組みとして、また、市民のやさしさや思いやりを届ける運動として、共同募金は市民主体の運動を進めています。赤い羽根共同募金は、市民自らの行動を応援する「じぶんの町を良くするしくみ」です。

※キーパーソン

⇒組織や人間関係の中で、特に大きな影響を全体におよぼす「鍵となる人物」のことです。





II-2 福祉ボランティアの充実・NPO活動の推進

課題の要約	<ul style="list-style-type: none"> ①地域活動の担い手が不足しています。また、活動はいつも同じ人です。 ②ボランティアの高齢化が目立ちます。また、若い世代の活動への参加が少ないです。 ③ボランティア活動に関する総合的な窓口、活動拠点がありません。 ④NPO法人の活動を理解・把握できていません。
-------	--

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ①ニーズに即した担い手の育成（養成講座等の実施）をします。 ②ライフステージ毎に一貫した福祉教育を推進します。また、それに伴うプログラムの開発をします。 ③ボランティアセンターを設置します。また、関係機関の役割の把握と有機的な連携体制を整備します。 ④地域で活動するNPO法人・関係団体との連携強化を図ります。
-------	--

実施事業

番号	事業名	事業概要
1	ボランティア養成講座	ボランティア活動の推進を図るため、各種養成講座を開催します。
2	南相馬市ボランティアフェスティバル	ボランティア活動の輪を広げ、ともに支えあう地域づくりのために、より多くの方々が気軽にボランティアに参加する機会となるように開催します。
3	サマーショートボランティアスクール	中学生・高校生を対象に、夏休み期間を活用した各種福祉施設や事業等での活動体験を実施します。
4	児童・生徒ボランティア活動普及事業	市内の小・中・高等学校と連携し、児童・生徒ボランティア活動を推進します。



5	ボランティア連絡協議会運営補助事業	ボランティア連絡協議会の運営が円滑に進むように事務補助をします。
6	ボランティアセンター設置・運営事業	ボランティア・市民活動のネットワークづくりを進める組織の運営を推進します。
7	地域福祉事業助成事業	各種団体等が実施する地域福祉の増進を目的とした活動へ助成します。
8	共同募金配分金の活用	地域福祉推進の資源である共同募金の推進を図り、その配分金を有効に活用し、地域におけるボランティア活動等を支援します。(循環型募金の促進)

課題解決の役割	役割の内容
市民の役割 (自助)	①多様なボランティア活動を受け入れるようにします。 ②自らも積極的にボランティアに参加します。
地域の役割 (共助)	①地域でボランティアの仲間づくりをします。 ②子どもや高齢者が参加できるボランティア活動を行います。 ③子どもたちのボランティア活動の受け入れを行います。 ④市内外からのボランティア・NPOの受け入れを行います。
市の役割 (公助)	①ボランティア活動を行いたい、あるいは、ボランティア団体を設立したい個人や団体に対し、社会福祉協議会と連携して情報提供を行います。 ②社会福祉協議会、教育委員会と連携し、子どもたちのボランティア活動の支援を行います。 ③ボランティアやNPOの活動内容について、市民に具体的に広報します。 ④社会福祉協議会と連携し地域住民とボランティア・NPOとの結びつきを行う拠点を整備します。



社協の役割 (共助)	<p>①民間助成団体等と連携し、活動の財源を確保します。</p> <p>②ボランティア活動の担い手を養成するための講座を開催します。</p> <p>③ボランティアセンター機能を強化します。</p> <p>④職員自らもボランティア活動に参加します。</p> <p>⑤参加しやすいボランティア講座等を企画し、内容を充実させます。</p> <p>⑥ボランティアに関する情報提供を積極的に行い、活動に参加しやすくします。</p>
---------------	--

※N P O法人

⇒N P Oは非営利組織 (Non Profit Organization) を意味し、ボランティア団体など、営利を目的としない民間の団体です。狭義には特定非営利活動促進法による特定非営利活動法人をいい、保健、医療、福祉、社会教育、まちづくり、文化・芸術・スポーツ、環境保全、災害救援、国際協力等の分野で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動(特定非営利活動)を主たる目的とするものです。

※ライフステージ

⇒人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階をいいます。

※ボランティアセンター

⇒地域福祉の推進のために、ボランティア・市民活動のネットワーク作りをすすめる組織です。ボランティア活動をしたい人やボランティアを必要とする人や施設の相談を受け付け、ボランティア登録・紹介・斡旋など、研修によって人材の育成を図ります。





II-3 助けあい、支えあう福祉意識を育む

課題の要約	<ul style="list-style-type: none">①誰もが事業の企画に参加できる体制作りが必要です。②地域で実施する事業への参加者が少ないです。③高齢者・障がい者等に対する理解が十分ではありません。④世代に関係なく、助け合い・支えあう意識教育が必要です。⑤子育てしやすい環境が整っていません。
施策の方向	<ul style="list-style-type: none">①各地区のまちづくり委員会や福祉委員会と連携し、地域における福祉活動を実施する際の体制等について協議します。②障がい者等支援の担い手を養成するための講習会等を開催し、活動の輪を広げます。③福祉への理解を深めるための勉強会を開催します。④住民参画による地域福祉教育プログラムの作成・実践を行い、助け合い・支えあう福祉意識を育みます。⑤地域での集会に出向き、高齢者・障がい者に対する理解促進に努めます。⑥子育てについて、気軽に相談し合える環境づくりに努めます。

実施事業

番号	事 業 名	事 業 概 要
1	地区福祉委員会推進事業	小地域福祉活動組織の設立や活動に対して、社会福祉協議会職員による運営上の助言・助成をします。
2	サマーショートボランティアスクール	中学生・高校生を対象に、夏休み期間を活用した各種福祉施設や事業等での活動体験を実施します。
3	手話奉仕員派遣事業	聴覚障がい者のコミュニケーション円滑化促進のため、手話奉仕員を派遣します。



4	奉仕員等養成事業	手話・朗読・点訳に必要な技術等の指導を行い、これに従事する奉仕員を養成します。
5	声の広報発行事業	声の広報発行により、必要な行政情報等を提供します。
6	障がい者スポーツ交流事業	在宅障がい者を対象に、ニュースポーツ体験やイベント等で交流を図ります。
7	福祉体験教室事業	各小・中・高等学校において、高齢者や障がい者の疑似体験を通じ、福祉への理解を促します。
8	福祉作業所ふれあい交流会	市内障がい者作業所の余暇活動の充実と交流を促進します。
9	児童厚生施設運営事業 ・仲町児童センター ・高平児童館	児童に対し、安心・安全な居場所を提供し、健全な遊びを通じ健康の増進と情操を育みます。 また、地域の活動拠点としての役割を担います。
10	なかよし親子交流事業	乳幼児・未就学児の親子を対象に、交流する場を設けます。
11	ひとり親世帯交流事業	ひとり親世帯を対象に、交流する場を設けます。

課題解決の役割	役割の内容
市民の役割 (自助)	<p>①自分が住む地域について今後「どうすべきか」、「どうあるべきか」見つめ直します。</p> <p>②障がい児の親の悩みを軽減するため、障がい児の親が組織する会と連携します。</p> <p>③障がい者とふれあう機会をつくります。</p>



地域の役割 (共助)	<ul style="list-style-type: none">①今ある地域を見つめ、今後「るべき地域の姿」について見つめ直します。②障がい者施設へのボランティア活動の実施や地域のイベントでの交流を勧めます。③障がい福祉サービス事業所などと交流する機会を多くします。④夏休みなどに、高齢者と子どもがラジオ体操と一緒に実施するなど「できる交流」から始めます。⑤他の地域での事業・活動・交流をもとに地域内での交流する機会を設けます。⑥地域でイベントを行う際、障がい者に積極的に参加を呼びかけます。
市の役割 (公助)	<ul style="list-style-type: none">①関係機関、団体と連携し、支え合い・助け合う福祉意識を育むことの普及啓発をします。②子育てに関する相談機関・団体などの情報を提供します。③各地域における事業・活動などを市の広報紙やホームページ、みなみそうまチャンネルなどで紹介をします。④地域の再生に向けて必要とされる支援を行います。
社協の役割 (共助)	<ul style="list-style-type: none">①子どもから大人、行政や地域組織（行政区・N P O 法人・企業等）を巻き込み、「地域」をステージとした住民参加型の生きた「福祉教育」を実践します。②学校等に積極的に出向き、福祉体験を通して福祉教育を充実させます。③障がい者と市民がふれあえる機会を提供します。④子育て中の親が集える場を提供します。

※手話奉仕員

⇒手話奉仕員養成講座を受講した方の中で、相手の手話が理解でき、特定の聴覚障がい者となれば手話で日常会話ができる技術を持った方です。

※声の広報

⇒社協だよりや市広報紙を音声で録音し、視覚障がい者にお届けします。



III-1 総合的な相談体制の充実

課題の要約	<p>①困り事をどこに相談したら良いか分かりません。</p> <p>②高齢者、障がい者、子育て等に関するサービスの情報が把握できません。</p> <p>③相談を受ける際に行政機関等との連携・対応が必要です。</p>
-------	---

施策の方向	<p>①総合的な相談機能を充実させ、相談機能と各種専門機関とのネットワークにより、あらゆる相談に対応できるようにします。</p> <p>②社協だより「オレンジハート」や社協ホームページで、各種サービス情報を提供します。</p> <p>③民生委員児童委員協議会などとの協働体制を強化します。</p> <p>④地域懇談会を活用し、問題解決を図ります。</p>
-------	---

実施事業

番号	事業名	事業概要
1	生活援助資金貸付事業	低所得のため生活が困難な世帯に対して、一時的な生活費を貸し付けます。
2	生活福祉資金貸付事業	福島県社会福祉協議会で行っている生活福祉資金貸付事業の窓口業務を行います。
3	地域包括支援センター事業	<p>高齢者の心身の健康維持、生活の安定のために必要な援助・支援を公正・中立な立場で包括的に行います。</p> <p>【総合相談支援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護業務 ● 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ● 介護予防ケアマネジメント業務 ● 家族介護教室等法定外業務